

平成24年第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年3月21日(水) 午後1:30~午後2:40

2. 開催場所 : 新郷村役場庁舎2階 委員会室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠 員
〃	2	村下 健治
〃	3	工藤 昭治
〃	4	前山 勝造
〃	5	小坂 敏
〃	6	小澤 守昭
〃	7	佐藤 光男
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (1人)

8番 川代 恵則

5. 会議書記

事務局長 横田 堅悦

事務局 総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第5 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第10号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第7 議案第11号 平成24年度農作業標準賃金の改訂並びに農地の賃借料情報の提供について

日程第8 議案第12号 平成23年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成

に向けた活動計画(案)について

日程第9 議案第13号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について

7. 会議の概要

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、2番 村下 健治君 をお願いします。</p>
	(憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配布のとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議 長	<p>それでは議事録署名委員には、2番 村下 健治 君 並びに 9番 長根 孝衛 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、資料の1ページに記載のとおりであります。</p>
議 長	<p>次に、日程第3 報告第1号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 報告第1号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について</p> <p>平成23年4月20日付け指令第1号から第4号で農地法第3条第1項(農業生産法人以外の法人)の許可を受けた農地について、農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書を別紙のとおり受理したので報告します。</p> <p>P4をお開きください。この報告書は農業生産法人以外の法人ということで建設会社が昨年、賃貸借で農地を取得した農地についてその利用状況の報告に基づいて受理したものでございます。</p> <p>法人の役員の従事者については5番目の業務執行役員の状況に記入のとおりです。農地ごとの利用状況等についてはP4の農地の所在ごとに記入しております。大豆と小麦を混ぜ合わせて栽培している状況です。この別紙の中で指令3号39-1、指令第4号の163-1、163-6、183のいずれも耕作放棄地の解消事業でこれらの作物を栽培しております。</p>

	またP3の4の地域の農業における他の農業者との役割分担については農道整備等への共同作業や農業振興に関する話し合い活動への参加などを行っているので適正に利用されていると思われます。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
工藤委員	はい
議 長	3番工藤委員
工藤委員	現場を見たときは麦を蒔いていましたが生産がゼロになっているのは収穫がなかったのですか。
事務局	はい
議 長	事務局長
事務局	現場を見た時も大して生育していませんでした。春まき小麦ということでしたが着種した時期が遅かったのもあったようです。昨年は小麦を大豆の間に半々に植えたとのことでしたが麦の収穫はほとんどありませんでした。そのために今年は麦を少なめにして土壌効果を発揮できるような植え方をしたいとのことでした。
工藤委員	わかりました。
議 長	次に、日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明を求めます。
事務局	P5になります。日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約書の受理について。このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。P6に使用貸借合意解約書の写しを添付しております。平成20年11月25日から平成24年4月20日までの使用貸借権を合意解約するもので農業者年金受給に伴って第3者への貸借権を設定していましたが借受人がもうやれなくなったということで貸人、借人合意のもとで今回、解約することになりました。年金上の問題については本人が農業を再開しなければ年金上の問題はないということでした。場所は金ヶ沢森ノ下で下水道処理場の西側で昨年も解約したいとのこと借受人が見つからなくて借受人が草刈りなどをして維持管理している状態です。解約後は土地所有者が村の円滑化団体に無条件委任の提出をすることになっています。農地の利用について農業委員会でも検討していただければとおもいます。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。
議 長	次に、日程第5 議案第9号 農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 初めに、受付番号3号から8号までを審議に付します。それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	P7になります。 日程第5議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。 受付番号3号から8号までの農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転1件、使用貸借による権利の設定が5件であります。

	<p>受付番号3号～8号までの、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、P10 から P25 に許可申請書の写し、申請地の位置図、農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>現地調査及び聴き取り調査の結果から、それぞれの内容をご説明いたします。</p> <p>議案書の P10 をお開きください。受付番号3号の許可申請書の写しと P11 に位置図を添付しております。これは、農年金受給のため親から子へ使用貸借権を設定されている農地であり、現在花き栽培用のハウスが農地いっぱい建てられています。</p> <p>今回使用貸借権を有している子へ贈与による所有権移転を行うため、申請されたものであります。</p> <p>次に P12～P15 の受付番号4号と5号であります。譲受人は栃木県から新規就農を目的に家族で当村へ移住してきたもので P13 の営農計画書のとおり小麦やジャガイモ、にんじん、大根等の野菜を無農薬栽培で計画しています。現地の状況は、譲り渡し人の方ですでにロータリーをかけ、春から作付けできるような状態となっています。</p> <p>次に P16 の受付番号6号ですが、使用貸借による権利の設定であり、譲受人は今までもこの農地を相対により借り受け、水稻栽培を行っていましたが、所有権者が相続により譲り渡し人に移転になったことから、今回新たに使用貸借件の設定を行うものであります。</p> <p>次に P18～P22 の受付番号7号と8号ですが、家族間での使用貸借による権利の設定であり、兄弟それぞれが経営主となっていて、経営上の農地の利用調整のための権利設定であります。</p> <p>以上、受付番号3号から8号は、P23～P25 の農地法第3条の調査書記載のとおり、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第9号の受付番号3号から8号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号の受付番号3号から8号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	次に、受付番号9号を審議に付しますが、議事参与の制限の規定により、4番 前山委員の退場を求めます。
議 長	前山委員退場
事務局	それでは、事務局より受付番号9号について、議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>P9 をお開きください。受付番号9号は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、P26 から P28 に許可申請書の写し、申請地の位置図、農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。現地調査及び聴き取り調査の結果から、受付番号9号は、譲受人の農地と隣接しており作業効率の利便性が良く、譲受人の経営状況から見て、農地の全てを効率的に利用されるものと考えます。</p> <p>以上のことから、受付番号9号は別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、農地法3条2項各号の許可できない項目に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p>
事務局	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第9号の受付番号9号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なしの声あり
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号の受付番号9号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	それでは、前山委員を入场させてください。
	前山委員入场
議長	<p>次に、日程第6 議案第10号 農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号1号を審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P29 になります。日程第6議案第10号、農地法第3条第3項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条第3項の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。</p> <p>受付番号1号の、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおり、解除条件付の賃貸借件の設定であります。</p> <p>P30 から P32 に許可申請書の写し、確約書、申請地の位置図、農業生産法人以外の法人等の貸借の場合の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法第3条第3項第4号に基づく村長の意見については、許可することに異議無しの回答を3月15日付けで頂いております。</p> <p>現地調査及び聴き取り調査の結果から、P32 の位置図のとおり今回の申請地は昨年権利設定した農地の隣接地で耕作放棄地を解消して昨年同様、大豆と小麦の作付けを計画しているということです。昨年の実績報告から見て、地域農業者との適切な役割分担や役員の常時従事など、P33 の調査書記載のとおり、農地法第3条3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>なお営農計画書は頂いておりますけど昨年と同じ内容なので添付はしてありません。</p>

議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第10号の受付番号1号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に、日程第7 議案第11号 平成24年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>P34になります。日程第7、議案第11号 平成24年度農作業標準賃金の改訂並びに農地の賃借料情報の提供について</p> <p>平成24年度農作業標準賃金を別紙のとおり改定したいので審議を求める。</p> <p>また、平成23年農地賃借料情報について、別紙により情報提供することに農業委員会の承認を求める。平成23年1月から平成23年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。</p> <p>農作業標準賃金については3月5日、五戸町役場において五戸町、新郷村の農業委員会会長、職務代理、事務局で五戸地区の標準賃金改定について打ち合わせ会議を開催しました。P35に記載した単価のとおりですが改定になったところは人件費で最低賃金改定により5,150円が5,180円になり11項目が改定されました。それ以外については改定がありませんでした。</p> <p>ただ五戸町からコンバインの乾燥調製の標準単価を加えたいと申し出がありましたけどそれぞれ農協や精米所等の差異もありますので今回取り入れないことにしました。</p> <p>P36は農地の新郷村の賃借料情報です。農地法改正により標準小作料制度が廃止になりその代わりに賃借料情報を公表することになりました。H23年1月から12月までに締結された3条による賃貸借契約、利用集積計画による基盤強化法による賃貸借等について平均額、最高額、最低額、データについて公表することになっています。P35とP36を一括してHPIに公表したり3月末には全戸配布する予定です。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号は原案のとおり決定しました。

議 長	<p>次に、日程第8 議案第12号「平成23年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成24年の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第12号 平成23年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について</p> <p>「農業委員会の適切な事務実施について」(平成21年1月23日付け20 経営第5791号農水省経営局長通知)に基づき、別紙の平成23年度点検・評価(案)並びに平成24年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)の公表について農業委員会の意見を求める</p> <p>HPで公表して地域から意見を求めるためにこれについて5月の総会で意見を踏まえて決定するかたちになります。平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について概要を説明します</p> <p>I 法令事務に関する点検で総会等の開催及び議事録の作成についての総会等の開催日及び周知をしているかどうかですが昨年の10月からHPで公表しているため周知しております。(2)の総会等の議事録の作製については毎回作製しています。議事録を公表しているかどうかについては昨年よりHPに掲載しています。全て公表している。2の事務に関する点検については農地法第3条に基づく許可事務で事実関係の確認や総会等での審議等の状況を国の点検評価適正化に基づいて行っている状況です</p> <p>P39の申請者への審議結果の通知については35件の実績がありました。その結果もHPで公表しています。2の農地転用に関する事務については総会等で審査基準により審議している事実関係の確認は現地調査及び面接調査を実施しています。審議結果などもHPで公表しています</p> <p>3の農業生産法人からの報告への対応については実績が1法人ありました。4の情報の提供については先ほどの新郷村農地賃借料情報を全戸配布したりHPでの公表をしています。農地の権利移動などの状況把握については実績が59件ありました。農地基本台帳の整備についてはシステムで管理し住基及び固定資産課税台帳と年2回定期的に照合しています。</p> <p>5、地域の農業者からの意見などについてはHPに30日間公表して地域住民から意見などを募集することになっています。IIの法令事務に関する評価については耕作放棄地解消事業や戸別所得補償制度などを活用して遊休農地の解消に力を入れています。遊休農地への指導の実績は指導件数14件で指導面積は7haでした。III促進等事務に関する評価の1 認定農業者等担い手の育成及び確保についてはH23年3月には認定農業者が95経営ありましたが現在は89まで減っています。理由としては農家の高齢化や後継者不足により農業を担う人が減少しており再認定する農家が減ってきています。P43の2 担い手への農地の利用集積についての集積面積は756haで目標の達成に向けた活動としては円滑な権利移動ができるように広報誌やリーフレットなどを活用して制度などの周知を実施しました。3の違反転用への適正な対応については建設会社の1件で資材置き場などへの違反転用の指導を行いました。P46のH24年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてはP46～P49のとおりでこれについてもHP上で公表し地域住民から意見を募集することになっております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>

	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第 12 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。
議 長	次に、日程第 9 議案第 13 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段面積の設定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	日程 9、議案第 13 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段面積の設定について 平成 23 年 4 月 25 日付け新農委告示第 7 号により、下記のとおり別段面積を設定交付しましたが、この別段面積に係る見直しの必要性について、農業委員会の意見を求める。今現在、農地法では下限面積 50 a 以上もたないと農地を取得できないとありますが農地法改正で農業委員会が定めることができたので新郷村では 30 a に設定しました。そのために毎年農業委員会で適正かどうか審議することと事務の適正化の通知がはいっております。よって見直しの必要について意見を求めるものです。実績でみると今回申請の 3 条申請が上がっている弟さんが 30 a 以上 50 a 未満でしたので 1 件でも実績があったので事務局としてはそのまま継続してもいいのではないかと思います。
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	なしの声あり
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 議案第 13 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	異議なしの声あり
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 13 号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成 24 年 第 4 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 24 年 月 日

議 長

署名者

署名者